

電子契約の導入について

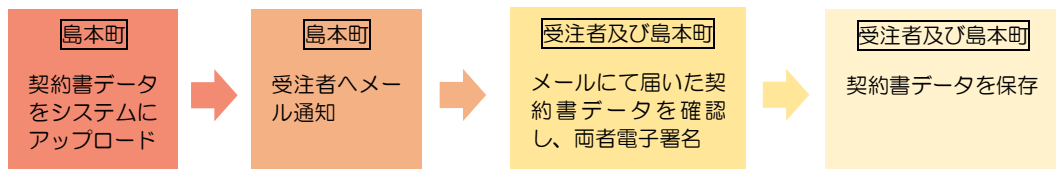
本町では、受注者の負担軽減のほか、契約事務の効率化及びペーパーレス化を目的に、電子契約システムを導入しました。

紙文書にて契約を取り交わすことも引き続き可能ですが、事業者のみなさまにおかれましては、電子契約の積極的なご活用をよろしくお願いします。

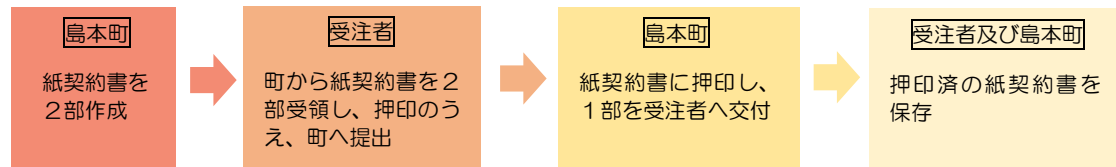
○電子契約とは

電子契約とは、「記名押印をした紙契約書」に代えて「電子署名をした契約書」によって契約を締結するもので、契約締結までの流れは、次のようになります。

・電子契約



・紙文書による契約



○電子契約のメリット

- ① 受注者の負担軽減
 - ・ 押印することなく、電子署名により契約を締結することができる。
 - ・ 郵送や来庁いただくことなく、契約を締結することができる。
 - ・ 印紙が不要になる。
- ② 契約事務のペーパーレス化、効率化（印刷、製本、押印作業等）

○利用にあたって

- ① 電子契約にあたっては、入札参加資格申請時に記載いただいた「見積の提出、入札の参加及び契約の締結等に関する連絡先のメールアドレス」を利用します。
(上記以外のメールアドレスは利用できません。)
- ② 本町の入札参加資格がない場合は、電子契約を利用できません。
- ③ 電子契約の利用にあたっては、あらかじめ受注者と契約担当課にて調整を行ったうえで決定します。